

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（厚生労働省）

|                       |  |                 |
|-----------------------|--|-----------------|
| 制 度 名                 | 試験研究等を目的とする独立行政法人への寄付金に係る指定寄付金制度の創設  |                 |
| 税 目                   | 所得税、法人税  |                 |
| 要<br>望<br>の<br>内<br>容 | <p>（１）税制措置の内容<br/>試験研究等を目的とする独立行政法人への寄付金について、全額損金算入できる指定寄付金に指定する制度を創設する（法人税・所得税）</p> <p>（２）対象とする独立行政法人<br/>「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（平成 20 年法律第 63 号）（以下「研究開発力強化法」という。）第 2 条第 8 項に規定する研究開発法人（別紙 1 参照）のうち、厚生労働省関係として、</p> <p>①（独）国立健康・栄養研究所、（独）医薬基盤研究所（平成 22 年度に当該 2 法人を統合する法案を国会提出予定）</p> <p>②（独）労働安全衛生総合研究所（平成 22 年度に（独）労働者健康福祉機構と統合する法案を国会に提出予定）</p> <p>③平成 22 年 4 月に国立高度専門医療センター（ナショナルセンター）が独立行政法人化され、設立される（独）国立がん研究センター、（独）国立循環器病研究センター、（独）国立精神・神経医療研究センター、（独）国立国際医療研究センター、（独）国立成育医療研究センター、（独）国立長寿医療研究センターの計 9 法人が要望しているところ。</p> |                 |
|                       | 減収見込額<br>（平年度）   | ▲ 27 百万円<br>（－） |

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| <p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>          | <p>(1) 政策目的<br/> 試験研究等を目的とする独立行政法人について、自己収入（寄付金受入）の増大を図ることにより研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、独立行政法人の国の財政支出に依存しない自律的な事業活動を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性<br/> 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）で、独立行政法人の自律化に関する横断的措置として、寄付金募集の拡大に向けた取組の強化を盛り込んだところであり、これを税制面から促進する必要がある。</p> <p>①（独）国立健康・栄養研究所は国民の健康の保持・増進及び食生活等に関する調査研究を行う研究所、（独）医薬基盤研究所は少子高齢化の中で新たに求められる画期的な創薬の開発に資する研究所であり、両法人とも健康行政、食品安全行政及び医薬品行政に欠かすことのできない役割を担う機関であることから、積極的な寄付金募集の拡大に向けた取組を行う必要がある。</p> <p>また、両法人の統合後においても、上記の研究は統合後の法人が行うこととなり、引き続き行政に欠かすことのできない役割を担っていくことから、統合後の法人についても同様の取組を行う必要がある。</p> <p>②（独）労働安全衛生総合研究所は、労働現場における安全と衛生の向上に資する研究を行う我が国唯一の総合的な研究機関であり、技術の進展、就業形態や労働環境の変化等に対応した、リスクアセスメントやメンタルヘルス等の分野の研究の一層の充実が求められている。このため、事業者等からの寄付金募集により労働安全衛生分野における研究開発に必要な資金収入の拡充を図る必要がある。</p> <p>③国立高度専門医療センター（ナショナルセンター）については、平成22年度より独立行政法人化され、自律的な運営を求められる一方、最先端の高度先駆的医療等の研究・開発やその成果の均てん化を担う研究機能の中核となる機関であることから、積極的な寄付金募集の拡大に向けた取組を行う必要がある。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性<br/> 研究開発力強化法において、研究開発法人等の研究開発能力の強化のための措置として、事業者等からの資金の受入れの促進、研究開発法人の自律性・柔軟性・競争力の向上等が規定された（詳細：別紙2）。研究開発法人においては、研究開発分野の資金確保対策が緊急の課題となっている。</p> |
| <p>今回の要</p> <p>政策評価体系における位置付け</p> | <p>①（独）医薬基盤研究所<br/> 基本目標X I：国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること<br/> と<br/> 施策目標3：厚生労働分野の研究開発を推進すること<br/> 3-3：バイオ技術、ナノ技術等の先端技術を活用し、画期的な医薬品、医療機器等の研究開発を推進すること<br/> （独）国立健康・栄養研究所<br/> 基本目標X I：国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図る</p>   |

|            |                     |  |
|------------|---------------------|--|
|            |                     | <p>こと</p> <p>施策目標 3 : 厚生労働分野の研究開発を推進すること</p> <p>3-4 : 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図る研究開発を推進すること</p> <p>②(独)労働安全衛生総合研究所</p> <p>基本目標Ⅲ : 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること</p> <p>施策目標 2 : 安全・安心な職場作りを促進すること</p> <p>2-1 : 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安全に働くことができる職場づくりを推進すること</p> <p>③国立高度専門医療(ナショナルセンター)</p> <p>基本目標 I : 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康作りを促進すること。</p> <p>施策目標 4 : 国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること。</p> <p>4-1 : 政策医療を向上・均てん化させること。</p> |
|            | 政策の達成目標             | 国から独立行政法人への財政支出について、費用削減を図ることはもとより、寄附金募集の拡大に向けた取組の強化など、自己収入の増大に向けた取組を推進することを通じて、中期的には国への財政依存度を下げることを目指す。(独立行政法人整理合理化計画(抄))   |
|            | 租税特別措置の適用又は延長期間は    | —  |
|            | 同上の期間中の達成目標         | —  |
|            | 当該要望項目以外の税制上の支援措置   | —  |
|            | 予算上の措置等の要求内容及び金額    | —  |
|            | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | —  |
| 措置の適用実績と効果 | 政策の達成状況             | —  |
|            | 租税特別措置の適用実績         | —  |

|           |  |   |
|-----------|--|---|
|           | 租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等   | — |
|           | 前回要望時の達成目標   | — |
|           | 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由  | — |
| これまでの要望経緯 | 平成 20 年度及び平成 21 年度の税制改正要望において、全ての独立行政法人への寄附金に関し、全額損金算入できる指定寄附金への指定による、抜本的な促進措置の導入（法人税・所得税）を要望。 |   |